

電子委任状の普及の促進に関する法律案要綱

第一　目的

（第一条関係）

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約に関する書類の作成、保存等の業務を行う事業者の増加、情報通信ネットワークを通じて伝達される情報の安全性及び信頼性の確保に関する技術の向上その他の電子契約を取り巻く環境の変化の中で、電子委任状の信頼性が確保されることが電子契約における課題となっていることに鑑み、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設けること等により、電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図ることを目的とすること。

第二　定義

（第二条関係）

一 この法律において「電子委任状」とは、電子契約の一方の当事者となる事業者（法人にあっては、その代表者。四の1において同じ。）が当該事業者の使用人その他の関係者に代理権を与えた旨（三において「代理権授与」という。）を表示する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚

によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。二及び三において同じ。）をいうものとすること。

二 この法律において「電子契約」とは、事業者が一方の当事者となる契約であつて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約書に代わる電磁的記録が作成されるものをいうものとすること。

三 この法律において「電子委任状取扱業務」とは、代理権授与を表示する目的で、電子契約の一方の当事者となる事業者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、電子委任状を保管し、当該電子委任状（当該事業者が法人である場合にあつては、委任者として記録された当該法人の代表者が当該法人の代表権を有していることを確認している旨を表示する電磁的記録を含む。）を提示し、又は提出する業務をいうものとすること。

四 この法律において「特定電子委任状」とは、次のいずれにも該当する電子委任状をいう。

1 電子委任状に記録された情報について次に掲げる措置が行われているものであること。

(一) 電子委任状に委任者として記録された事業者による電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名（同法第八条に規定する認定認証事業者又は同法第十五条第二項に規定する認定外国認証事業者によりその認定に係る業務として同法第二条第二項の規定による証明が行われるものその他これに準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。）

(二) (一)に掲げるもののほか、当該情報が当該電子委任状に委任者として記録された事業者の作成に係るものであるかどうか及び当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができる措置として主務省令で定める措置

2 電子委任状に記録された情報が第三の一に規定する基本指針において定められた第三の二の3に規定する記録方法の標準に適合する方法で記録されているものであること。

第三 基本指針

（第三条関係）

一 主務大臣は、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとすること。

二 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。

- 1 電子委任状の普及の意義及び目標に関する事項
- 2 電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるための施策に関する基本的な事項

3 電子委任状に記録される情報の記録方法の標準その他電子委任状の信頼性の確保及び利便性の向上のための施策に関する基本的な事項

4 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者の電子委任状取扱業務の実施の方法について第

五の一の認定の基準となるべき事項

5 その他電子委任状の普及を促進するために必要な事項

三 主務大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならないものとすること。

第四 国等の責務

（第四条関係）

一 国は、広報活動等を通じて、電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるよう努めなければならないものとすること。

二 国は、電子契約及び電子委任状に関する内外の動向の調査及び分析を行い、電子契約の当事者その他の関係者に対して当該調査により得られた情報及び当該分析の結果を提供するよう努めなければならないものとすること。

三 国及び地方公共団体は、自らが一方の当事者となる電子契約において他方の当事者となる事業者の電子委任状の利用を促進するために必要な施策の推進に努めなければならないものとすること。

四 国は、地方公共団体が実施する三の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。

第五 電子委任状取扱業務の認定等

一 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、主務大臣の認定を受けることができるものとすること。

（第五条第一項関係）

二 主務大臣は、一の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電子委任状取扱業務が次のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとすること。　　（第五条第三項関係）

1 その取り扱う電子委任状が専ら特定電子委任状であること。

2 その実施の方法が基本指針において定められた第三の二の4に掲げる事項に適合していること。

三 この法律の規定により刑に処せられた者、一の認定を取り消された者、法人若しくは団体であつて、その業務を行う役員がそれらのいずれかに該当するもの又は申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、電気通信事業法の登録若しくは変更登録を受けなければならない場合において、同法の欠格事由に該当する者は、認定を受けることができないものとすること。 （第五条第四項関係）

四 一の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失うものとすること。

（第六条関係）

五 承継、変更の認定、変更の届出、廃止の届出及び認定の取消しに係る手続について規定するものとすること。

（第七条から第九条まで及び第十二条関係）

六 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者が、一の認定を受けた場合又は五の変更の認定を受けた場合において、当該認定に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、電気通信事業法の登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしなければならないときは、当該者は、当該登録若しくは当該変更登録を受け、又は当該届出したものとみなすものとすること。

（第十条関係）

七 認定電子委任状取扱事業者は、その認定に係る電子委任状取扱業務の用に供する特定電磁的記録等に、主務省令で定めるところにより、当該業務が認定を受けている旨の表示を付することができまするものとするとともに、何人も、それ以外の場合には、特定電磁的記録等に、その表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないものとすること。

(第十一條関係)

第六 雜則

一 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子委任状取扱事業者に対し、その認定に係る電子委任状取扱業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定電子委任状取扱事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る電子委任状取扱業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させができるものとすること。

(第十三條関係)

二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定めるものとすること。

(第十四条関係)

三 この法律における主務大臣は、総務大臣及び経済産業大臣とすること。

(第十五条関係)

第七 罰則

(第十六条から第十九条まで関係)

この法律の規定によらずに第五の一の認定を受けている旨の表示をした者は処罰されるものとすること。とその他必要な処罰規定を設けるものとすること。

第八 附則

一 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 所要の経過措置等について定めること。

三 その他所要の改正を行うこと。

(附則第一条関係)